

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等

特定非営利活動法人
全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 内山 澄子

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 の概要

1. 設立年月日:平成9(1997)年7月20日
(特定非営利活動法人認証:平成14(2002)年2月)
2. 活動目的及び主な活動内容:
 - ・「生活者たる精神障害者のより良い地域生活の実現に向け、その支援活動の拡充と社会的環境の整備を図り、もって精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与すること」を目的として発足。
 - ・地域格差の是正、地域生活支援の全国ネットワークの強化、精神科医療の適正化、地域移行の推進、骨格提言の実現等を目指し、障害当事者の生活が障害者権利条約を活かしたものとなるよう活動を行っている。

【主な活動内容】

- ・制度・政策に対する提言、要望活動
- ・国検討会への参加
- ・全国大会・研修会の開催
- ・障害当事者、会員事業所等への実態調査
「精神障害者における就労継続支援B型事業実態調査」(R2年4月)
「当事者アンケート～国連障害者権利委員会による対日審査結果を受けて～」(R6年9月)
- ・機関誌の発行
- ・他団体との連携による支援活動、情報収集、制度・政策に対する要望活動
- ・自然災害における被災事業所の支援

3. 会員事業所数:244ヶ所(令和7年11月時点)
4. 賛助会員数 :94ヶ所(令和7年11月時点)
5. 法人代表 :内山 澄子

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

1. 全般・資格・区分認定に関する課題

- ① 質の低下と資格要件の厳格化: サービス管理責任者もしくは施設管理者の要件として、国家資格を必置とすることはいかがか。
- ② 精神障害の特性と認定区分の乖離: 現行の障害支援区分認定調査は、精神障害特有の状態像を把握することが難しいため、「精神障害特性に基づく支援必要度補正」の仕組みを設けることはいかがか。
- ③ 専門性の高い精神障害者支援に対する評価: 定員に対し一定割合以上、精神障害者を支援し、精神保健福祉士を配置している事業所には「精神障害者支援体制加算(仮)」を新設し評価していただきたい。
- ④ 障害特性を勘案した報酬体系にすべき: 精神障害の特性上、利用時間や工賃でメリハリを付けることは、結果として事業運営に大きな支障をきたし廃業となる事業所もある。R3年の改定で利用時間による報酬体系が導入された生活介護の二の舞にならないよう、細やかな視点で支援が途切れない制度設計を行う必要がある。
- ⑤ インフォーマル支援の評価: 重層的相談支援が求められる現在、家族等への支援に関わる事例は多い。また障害福祉サービスのみならずインフォーマルな資源を活用することが、一市民である障害者の権利であり望まれる社会と言える。家族やインフォーマル資源との連携等における評価は必要であり、将来的にはサービス量の減少につながるのではないか。
- ⑥ 障害福祉に対する総予算の増強と算出方法: 精神疾病が日本の五代疾病に指定される等、障害福祉サービス利用者の増加は当然であり、現在の予算規模では支援の質の低下、支援者人材不足により必要な支援が継続が困難である。また「一人あたりの総費用」の算出にあたっては、不正請求疑惑等の特異なデータを除外して適正な数値を算出すべきである。
- ⑦ 処遇改善加算の対象者と配分対象者の拡大: 計画相談や地域生活支援事業は対象ではないため、法人単位では処遇改善収入に合わせた対象とならない職員への人件費支出が発生し、より法人運営が厳しい。計画相談を対象とすると共に、障害者総合支援法内全ての従事者に配分するのはいかがか。
- ⑧ 監査体制の強化(制度の悪用・不正請求への対策): 就労継続支援A型、B型、グループホーム等、営利目的優先の事業者によりサービス量が増大している。不正請求を阻止し適切なサービスに報酬が支給されるよう監査機能に予算を投じるべき。
- ⑨ 報酬対象の見直し: 来所時、利用時等、サービス提供時のみに対する報酬支払いではなく、安定した職員配置によるサービス提供が可能となるよう、利用者不在時の業務に対する支援への評価をすべきではないか。

2. 計画相談支援における課題

- ① 報酬対象の拡大: 障害福祉サービス利用前、終了後等の「基本相談」に対する評価を行ってはどうか。

② 地域格差(級地制度)の見直し: 公共交通手段が少ないながらも「特別地域加算」の対象とならない級地率の低い地域に対する見直しをすべきではないか。

③ 中立性の確保(囲い込み防止): 権利擁護の観点からも利用者の「囲い込み」を阻止する必要がある。事業所数が限られた地域課題の解消を検討しつつ、「相談員が担当する同一法人内の割合を設定する」等の中立性を担保する仕組みが必要ではないか。

3. グループホーム(GH)における課題

① 基本報酬の底上げ: 区分による夜間体制加算が減額し、夜間帯の支援を確保できる費用が捻出できなくなったため、区分3以下の報酬を引き上げる必要がある。

② 規制緩和: コロナ禍では感染拡大防止のため共有室の利用が不適当となった。アパートタイプ(サテライト等)等、各人、各室に水回り等が整備されている場合、「共有室(食堂)」の設置義務は不要と考える。

③ 大規模化への懸念: 本来「小規模家庭的」を推奨し細やかな関わりでの居住支援を行っていたが、効率化のため大規模化(20名定員等)を容認する方向へある。少人数の職員で多数の利用者を支援することは質の低下につながる。

④ 「世話人」の名称変更: 専門性を必要とされ、居住支援業務を行っている実態からも「生活支援員」とすることが望ましいのではないか。

4. 就労系サービスにおける課題と不正対策

① 就労継続支援B型・平均工賃にのみによる評価の検討: 精神障害者は障害特性上、日々の病態、環境等の変化により長時間労働が困難な場合が多い。工賃のみを評価する報酬は利用者の生活全般を支援する意識を低下させ、相談支援を行わない事業所の増加してきている(質の低下)。生活相談や調整こそが重要であるため、平均工賃額以外での評価を検討する必要がある。

② 在宅支援における支給決定の厳格化: 在宅支援によりサービス量が膨大している中で、適切な運用かを測る指標が必要である。

③ 「参加型」の就労継続支援B型に対する検討: 営利団体等の収支差率等の課題と、B型での作業を社会参加の手法とする事業内容は切り離し、「参加型」の検討を行う必要はないのか。

1. 全般・資格・区分認定に関する課題

- ① 質の低下と資格要件の厳格化: 事業所の急増と質の低下の背景は、誰でも開設できることにある。社会福祉、障害者福祉を理解した人材配置は障害者総合支援法が目指すべき制度内容に近づくと共に、乱立する福祉事業所に対する一定の抑制ができると考える。経過措置を設け、全障害福祉サービス事業に社会福祉国家資格者(社会福祉士と精神保健福祉士)が配置されることが望まれる。
- ② 精神障害の特性と認定区分の乖離: 現行の認定調査は精神の障害特性が反映しづらく、地域生活支援での課題解消に必要なマンパワーが投入できない状況がある。認定調査における障害特性に配慮した指標を示す等、精神障害者へ必要な支援が適切に届く必要がある。
- ③ 専門性の高い精神障害者支援に対する評価: 精神障害者支援は元来、医療と福祉にまたがり、身体面・心理面・環境面の全体的な支援が必要とされ複雑である。訓練的事業も同様で現行の報酬の対象とならない専門的配慮や支援が存在する。細かな加算は事務量を増大させ複雑化させるため、定員に対し一定割合以上(例えば8割以上)、精神障害者を支援し、精神保健福祉士を配置している事業所への加算を新設するのはいかがか。
- ④ 障害特性を勘案した報酬体系にすべき: 障害が固定せず日内変動もある精神障害の生活は日々揺れる。体調安定は医療における治療も大きく影響されるが、社会環境や偏見等も加わり複雑である。そのような状況で利用する福祉サービスは、限定的な利用にならざるを得ない場合も少なくない。利用時間や労働時間で支援を評価されては事業運営は難しく、R3年の改定で生活介護に利用時間による報酬体系が導入され廃業に追い込まれた事業所も存在している。
- ⑤ インフォーマル支援の評価: 利用者支援を行う場面では、利用者本人のみでは解消されない環境整備等の課題は日々ある。家族への支援、福祉サービス以外のインフォーマル資源の活用は生活支援には欠かせない。社会参加を促進し共生社会につなげるためにも評価対象となっていない対象者、資源へ目を向けるべきである。
- ⑥ 障害福祉に対する総予算の増強と算出方法: 現在の給与額では、福祉系の学生も他職種に流れている現状があり支援者を確保できない。R5年度国税庁による「民間給与実態統計調査」における国民平均年収は460万円である。一方、厚生労働省による「R6年度賃金構造基本統計調査」では障害福祉施設職員等の平均年収は376万円(144職種中123番目)であり、R6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等の調査では327万円となっている。物価高騰による国民所得増が謳われる中で、現時点で低所得である介護・福祉分野は財源を増やすことが当然と考える。また「一人あたりの総費用」の算出にあたっては、昨今、発生している不正請求疑惑等の特異な事業所データを除外して適正な数値を算出しないと、支援現場の実態を検討する上で適切な数字とは言えないと考える。
- ⑦ 処遇改善加算の対象者と配分対象者の拡大: 計画相談に対する補助が終了するR8年6月以降は処遇改善加算の対象とすべきである。また、法人によっては給付事業と併せて地域活動支援センター事業所を実施している場合も多い。地域生活支援事業は対象ではないため、そのような法人では給与規定に従うため、処遇改善収入に合わせた対象とならない職員への人件費を捻出し、より法人運営が厳しくなる。処遇改善の配分を障害者総合支援法内全ての従事者に配分可能とすることで一定程度の改善がされると考える。
- ⑧ 監査体制の強化(制度の悪用・不正請求への対策): 不正請求等におけるサービス量の増加、支援の質の低下が叫ばれる中、「ちゃんとやっている所まで巻き込まれないで欲しい」との声が多く聞こえる。事業指定での審査のみならず、事業実態を把握する上の再雇用等による行政人材に費用を投じ、制度の趣旨が示す障害者支援が正しく運用され、適切なサービスに対する支給が行われることが望まれる。

⑨ 報酬対象の見直し: 事業所は利用者個々に対し適切な支援を提供するため、利用者が来所するしないに関わらず職員を配置しそのための人工費が発生している。また、職員間による検討、外部の福祉関係者や医療機関等との情報交換、会議等、本人の利用時間以外での支援業務を日々、様々行っているが、現在の報酬体系は利用時のみとなっており現場業務の多忙さが反映されていない。利用者不在時での業務に対する支援への評価を行い、支援の質を高める評価をすべきではないか。

2. 計画相談支援における課題

① 報酬対象の拡大: 相談支援専門員には障害福祉サービス利用前からの問い合わせや相談があり、相談員が対応している実態がある。また、障害福祉サービス終了後の元利用者からの生活相談等もあり、契約期間外での「基本相談」に多くの時間が使われている。これらの支援に対する評価を行ってはどうか。

② 地域格差(級地制度)の見直し: 物価高騰による影響は大きく、現行の加算等を活用しても、基本報酬が低額であるため運営が難しい状況にある。さらに細やかな見直しが必要ではないか。

③ 中立性の確保(囲い込み防止): 相談支援事業所が少ない地域においては、隣接する地域も含めたエリア等での相談支援事業所の設置数を測り等の工夫をし、同一法人内での割合を自立支援協議会等で設定するのはいかがか。

3. グループホーム(GH)における課題

① 基本報酬の底上げ: 世話人配置による区分を廃止し人員配置体制加算を新設したが、従業者の勤務延べ時間数が週40時間未満の事業所は減額となり、精神分野において支援区分3以下の利用者の多い事業所では顕著に収入減となっている。基本報酬のみでも常勤職員の雇用が可能な報酬設定においていかないと施設の大規模化の防止や質の低下につながる可能性が高い。

② 規制緩和: 各室に水回り等が設備されることを求める中で、「共有室(食堂)」の設置義務は実態と異なり望ましくない。

③ 大規模化への懸念: 効率化のため大規模化は、少人数の職員での支援となり質の低下につながる可能性は高い。更には支援経験のない非常勤職員を多数配置することで配置基準を満たしている施設の質についても検討は必要ではないか。

④ 「世話人」の名称変更: グループホームの機能、支援内容は制度設立当初から変化している現状がある。現行制度内で専門性を必要とする支援者を「世話人」と表現しているのはグループホームのみであり変更すべきではないか。

4. 就労系サービスにおける課題と不正対策

① 就労継続支援B型・平均工賃による評価の検討: 平均工賃額での評価を導入以降、B型職員は工賃向上ばかり目が向き、生活上の相談は相談支援専門員に委ねるケースが増加している。加えて労働時間や通所日数が少ない利用者の受け入れを制限する事業所も存在している。工賃のみを評価する報酬体系は障害者の生活支援への意識を低下させてはいないのか。地域生活を営む上での総合的な支援を評価する評価軸も必要ではないか。

② 在宅支援における支給決定の厳格化: 「植物の水やり、メダカのえさやり、ぬり絵、ゲーム…」など、到底、支援に繋がるとは考えづらい内容に対し工賃が支給されている実態は、サービス量の圧迫と工賃会計の不透明さが感じられるという声がある。支給決定の厳格化に加え、工賃会計も含め自治体による実態調査が急務と考える。

③ 「参加型」の就労継続支援B型に対する検討: 「参加型」は、通所を通した社会参加、地域住民等との交流等、働くことをツールとした通所または居場所機能は本来の事業内容であると考える。収支差率とは別に「参加型」のサービス機能についての考察が必要ではないか。

現場で工夫している事例について

2026年以降に会員事業所に調査を行う予定であり、現時点での明記はない。